

第五十号議案

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例

(設置)

第一条 江戸川区子どもの権利条例（令和三年 月江戸川区条例第 号。以下

「権利条例」という。）第九条第二項の規定に基づき、子ども（権利条例第二条第一号に規定する子どもをいう。以下同じ。）の権利が侵害されている状態（以下「子どもの権利侵害」という。）を速やかに回復するため、江戸川区長（以下「区長」という。）及び江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、江戸川区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を置く。

2 擁護委員は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第十四条第三項に規定する教育委員会の附属機関を兼ねる。

(委員)

第二条 擁護委員の定数は、九名以内とし、人格が優れ、子どもの権利について識見を有する者の中から区長が教育委員会と協議の上、委嘱する。

2 擁護委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

3 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、前項の規定にかかわらず、教育委員会と協議の上、解嘱することができる。

(擁護委員の職務)

第三条 擁護委員は、子どもの権利侵害に係る相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行う。

一 子どもの権利侵害を回復するため、必要な助言及び支援を行うこと。

二 子どもの権利侵害を回復するための調整及び要請を行うこと。

三 子どもの権利侵害に係る調査を行うこと。

四 子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べること。

五 子どもの権利を擁護するため、必要な理解を広めるとともに、江戸川区

（以下「区」という。）保護者（権利条例第二条第二款に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び関係機関（権利条例第二条第三款に規定する区民をいう。

以下同じ。）及び関係機関（権利条例第二条第四号に規定する育ち学ぶ施設をいう。以下同じ。）の連携を推進すること。

（守秘義務）

第四条 擁護委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（擁護委員への協力）

第五条 区は、擁護委員の独立性を尊重しなければならない。

2 区は、擁護委員の職務に協力し、第三条第二款の要請又は同条第四号の意見の表明を受けた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 保護者、区民及び関係機関は、擁護委員の職務に協力するよう努め、第三条

第二号の要請又は同条第四号の意見の表明を受けた場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動報告)

第六条 擁護委員は、毎年度の活動状況等を別に定める日までに区長及び教育委員会に報告する。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表する。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(説明)

子どもの権利が侵害されている状態を速やかに回復するため、区長及び教育委員会の附属機関として、江戸川区子どもの権利擁護委員を設置する必要があるもので、本案を提出いたします。